

飲用井戸の水質検査について

環境政策課
資料No.3

1. 飲用井戸検査

飲用井戸に関する水質基準は、厚生労働省の定める飲用井戸等衛生対策要領により言及されており、同要領において、飲用井戸の検査は、水道水に定められた水質基準51項目の内、11項目を最低限の検査項目としている。

なお、本市内には、フッ素等の地質由来による物質が多く含まれる地域があるが、フッ素等は前記11項目には含まれていない。

【検査11項目】

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物[全有機炭素(TOC)]、pH値、味、臭気、色度、濁度

2. 飲料水供給施設整備費補助金との兼ね合い

当該補助金交付要綱において、補助対象は、水質検査に関し“公的機関の行う飲適検査に適合するものとする”との規定がある。現行、水質検査費用については、補助対象経費として認められているが、ほとんどの事例において、掘削費用のみで補助上限額に達する状況にある。

通常、当該補助金の交付に際し提出される検査報告書は11項目の検査のみであり、フッ素等の地質由来による物質が多く含まれる地域においては、施行業者により事前説明をされ、検査項目の追加対応をされている。

3. 検査費用(税抜き)

検査項目	11項目検査	その他地質由来による物質 単価			51項目検査 (水道水)
		フッ素	鉄	マンガン	
A社	¥7,000	¥4,000	¥4,000	¥4,000	¥240,000
B社	¥7,000	¥2,500	¥4,000	¥4,000	¥252,000

4. 検討結果

本補助金が、飲用水の供給を目的とし、水質の検査を補助の条件としていることを鑑みれば、検査費用に関して掘削経費とは別に、補助を行うことも考慮すべきである。水質検査に関して、掘削費用とは別に助成を行う場合には、11項目検査および地質に応じて追加で検査を行うことを想定し、上記3の検査費用から2万円程度を上限とすることが妥当と考える。

なお、本制度は毎年度30件程度の申請があることから、60万円程度の費用が必要となる。